

教育委員会委員の紹介

教育委員会は、地域の実情に合った教育行政を行うことを目的として設置された行政委員会で、原則として5人の委員で組織される合議体の執行機関です。

教育委員会では、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務（公立学校や教育機関の設置・管理、学校の組織編制、教育課程、学習指導、教科書、教職員、社会教育に関することなど）を執行しています。



問合せ先

教育委員会教育総務室
(☎84-5072)

委員長 ひだいわお
肥田岩男



委員任期

平成24年3月28日～平成28年3月27日

委員長任期

平成27年3月28日～平成28年3月27日

委員長職務代理者 いのうえやすし
井上恭司



委員任期

平成25年2月22日～平成29年2月21日

委員長職務代理者任期

平成27年3月28日～平成28年3月27日

委員 おおがやむねやす
大萱宗靖



委員任期

平成26年2月22日～平成30年2月21日

委員 おおたじゅんこ
太田淳子



委員任期

平成27年4月1日～平成29年2月21日

教育長 いとうふじこ
伊藤ふじ子



委員任期

平成27年2月22日～平成31年2月21日

教育長任期

平成27年2月22日～平成31年2月21日

委員は、

市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命します。任期は4年で、非常勤(教育長は常勤)です。

委員長は、

教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する者として教育委員会において選任されます。任期は1年で、再任することができます。

教育長は、

教育委員のうちから教育委員会が任命します。教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。

平成27年4月1日実施の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会制度では、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が定められていますが、亀山市では経過措置として、委員長と教育長が併存しています。